

「群馬パーセントフォーアート」推進条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○「群馬パーセントフォーアート」推進条例 令和五年三月二十二日条例第五号 「群馬パーセントフォーアート」推進条例をここに公布する。 「群馬パーセントフォーアート」推進条例 経済社会の成熟化、グローバル化、デジタル化、価値観の多様化に伴い、地域の差別化が困難な時代、群馬で他にはない魅力をどうしたら生み出すことができるだろうか。その答えの一つが、多様性や独自性の象徴であるアートである。 アートは決して特別な存在でなく、美術館で展示される美術品、街中の建物、製品のデザイン、商品のパッケージ、人々を楽しませるパフォーマンス等、様々なものがアートとなる。 アートを大事にすることにより、群馬県は、新しいことにチャレンジする人や事業者にとって、魅力的なランドマークとなる。 また、アートには生きる力、勇気、喜び、潤いなど、人々を心豊かにする様々な力が内包されている。観(み)る者を鼓舞するアート、悲しみを癒やすアートなど、アートの持つ様々な力を活用すれば、県民の幸福度の向上を図ることができる。 他にはない価値を持ち、人々を惹(ひ)きつける求心力を持つ「快疎」な群馬県を実現し、県民の幸福度の向上を図るため、アートの力を活用したい。 アーティスト支援として、アメリカで二十世紀初頭に生まれた「1パーセントフォーアート」は、今では欧米を中心に制度化されている。「1パーセントフォーアート」そのままではなく、その精神を生かしながら、群馬県が目指す考えに合致した、新たな「群馬パーセントフォーアート」制度を導入する。 まずは、次代を担う子どもたちを、アートに親しみ、自ら創造し考える	○「群馬パーセントフォーアート」推進条例 令和五年三月二十二日条例第五号 「群馬パーセントフォーアート」推進条例をここに公布する。 「群馬パーセントフォーアート」推進条例 経済社会の成熟化、グローバル化、デジタル化、価値観の多様化に伴い、地域の差別化が困難な時代、群馬で他にはない魅力をどうしたら生み出すことができるだろうか。その答えの一つが、多様性や独自性の象徴であるアートである。 アートは決して特別な存在でなく、美術館で展示される美術品、街中の建物、製品のデザイン、商品のパッケージ、人々を楽しませるパフォーマンス等、様々なものがアートとなる。 アートを大事にすることにより、群馬県は、新しいことにチャレンジする人や事業者にとって、魅力的なランドマークとなる。 また、アートには生きる力、勇気、喜び、潤いなど、人々を心豊かにする様々な力が内包されている。観(み)る者を鼓舞するアート、悲しみを癒やすアートなど、アートの持つ様々な力を活用すれば、県民の幸福度の向上を図ることができる。 他にはない価値を持ち、人々を惹(ひ)きつける求心力を持つ「快疎」な群馬県を実現し、県民の幸福度の向上を図るため、アートの力を活用したい。 アーティスト支援として、アメリカで二十世紀初頭に生まれた「1パーセントフォーアート」は、今では欧米を中心に制度化されている。「1パーセントフォーアート」そのままではなく、その精神を生かしながら、群馬県が目指す考えに合致した、新たな「群馬パーセントフォーアート」制度を導入する。 まずは、次代を担う子どもたちを、アートに親しみ、自ら創造し考える

改正後	改正前
力を持つ「始動人」となるよう育成する。アートの持つ多様性、独自性を身に付けた子どもたちは、アート以外の分野でも「始動人」となることができ、アートの鑑賞者、支援者にもなる。 次に、アーティストが、自立することができる環境を整える。才能と熱意があれば活躍できることを示すことで、アーティストを群馬の地に惹きつけることもできる。 さらに、アートが地域固有の歴史、風土、文化等の触媒となって、新たな価値を生み出し、地域経済の活性化を促す。 そして、県民、市町村、事業者が、アートの実践、支援及び鑑賞など、主体的に携わるとともに、地域経済の活性化で生み出された資金が、次のアート教育、アーティスト支援につながるアートの循環システム(エコシステム)を構築する。 最後に、これらを実現するため、群馬県として、予算の一定割合をアートに支出する。 官民共創の取組とクリエイティブな発想で、他にはない価値を持ち、人々を惹きつける求心力を持つ「快疎」な群馬県を、「群馬パーセントフォーアート制度」により実現するため、この条例を制定する。 (趣旨) 第一条 この条例は、他にはない価値を持ち、人々を惹きつける求心力を持つ群馬県（以下「県」という。）の実現及び県民の幸福度の向上をアートの力でかなえるための基本的事項を定めるものとする。 (定義) 第二条 この条例において「アート」とは、次に掲げるもの（デジタル技術をはじめとした先端技術（以下「デジタル技術等」という。）を活用するものを含む。）をいう。 一 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術（次号に掲げる芸術を除く。）	力を持つ「始動人」となるよう育成する。アートの持つ多様性、独自性を身に付けた子どもたちは、アート以外の分野でも「始動人」となることができ、アートの鑑賞者、支援者にもなる。 次に、アーティストが、自立することができる環境を整える。才能と熱意があれば活躍できることを示すことで、アーティストを群馬の地に惹きつけることもできる。 さらに、アートが地域固有の歴史、風土、文化等の触媒となって、新たな価値を生み出し、地域経済の活性化を促す。 そして、県民、市町村、事業者が、アートの実践、支援及び鑑賞など、主体的に携わるとともに、地域経済の活性化で生み出された資金が、次のアート教育、アーティスト支援につながるアートの循環システム(エコシステム)を構築する。 最後に、これらを実現するため、群馬県として、予算の一定割合をアートに支出する。 官民共創の取組とクリエイティブな発想で、他にはない価値を持ち、人々を惹きつける求心力を持つ「快疎」な群馬県を、「群馬パーセントフォーアート制度」により実現するため、この条例を制定する。 (趣旨) 第一条 この条例は、他にはない価値を持ち、人々を惹きつける求心力を持つ群馬県（以下「県」という。）の実現及び県民の幸福度の向上をアートの力でかなえるための基本的事項を定めるものとする。 (定義) 第二条 この条例において「アート」とは、次に掲げるもの（デジタル技術をはじめとした先端技術（以下「デジタル技術等」という。）を活用するものを含む。）をいう。 一 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術（次号に掲げる芸術を除く。）

改正後	改正前
二 建築物等（住宅、住宅以外の建築物、公共土木施設その他の工作物をいう。以下同じ。）の形態、色彩、意匠、素材その他建築物等に付随する芸術 2 この条例において「パーセントフォーアート」とは、予算の一定割合をアートの振興に関する施策に充てるとともに、県民、市町村及び事業者が主体的にアートに携わり、地域において新たな価値を創造することにより、県民の幸福度の向上を図る取組をいう。 （基本理念） 第三条 パーセントフォーアートの推進に当たっては、アートに関する活動（以下「アート活動」という。）を行う者（アート活動を行う団体を含む。）の自主性、創造性及び多様性が十分に尊重されなければならない。 2 パーセントフォーアートの推進に当たっては、官民共創による取組を行うよう努めるものとする。 3 パーセントフォーアートの推進に当たっては、新しい時代を担う子どもたちの感性がアートを通して磨かれ、新たな価値を生み出す力が育まれるよう努めるものとする。 4 パーセントフォーアートの推進に当たっては、地域固有の歴史、風土、文化等を大切にしつつ、福祉、産業、観光、まちづくり、教育その他の各関連分野において、アートと融合した新たな価値創造が図られるよう努めるものとする。 5 パーセントフォーアートの推進に当たっては、デジタル技術等の活用を図るとともに、本県の取組により生み出されたアートが世界へ発信され、アート活動に関する交流が図られるよう努めるものとする。 （県の責務） 第四条 県は、前条の基本理念を踏まえ、アートの振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、この条例の趣旨に沿った取組を行う県民、市町村及び事業者に対して必要な助言及び支援を行うとともに、これらの者と連携を図るよ	二 建築物等（住宅、住宅以外の建築物、公共土木施設その他の工作物をいう。以下同じ。）の形態、色彩、意匠、素材その他建築物等に付随する芸術 2 この条例において「パーセントフォーアート」とは、予算の一定割合をアートの振興に関する施策に充てるとともに、県民、市町村及び事業者が主体的にアートに携わり、地域において新たな価値を創造することにより、県民の幸福度の向上を図る取組をいう。 （基本理念） 第三条 パーセントフォーアートの推進に当たっては、アートに関する活動（以下「アート活動」という。）を行う者（アート活動を行う団体を含む。）の自主性、創造性及び多様性が十分に尊重されなければならない。 2 パーセントフォーアートの推進に当たっては、官民共創による取組を行うよう努めるものとする。 3 パーセントフォーアートの推進に当たっては、新しい時代を担う子どもたちの感性がアートを通して磨かれ、新たな価値を生み出す力が育まれるよう努めるものとする。 4 パーセントフォーアートの推進に当たっては、地域固有の歴史、風土、文化等を大切にしつつ、福祉、産業、観光、まちづくり、教育その他の各関連分野において、アートと融合した新たな価値創造が図られるよう努めるものとする。 5 パーセントフォーアートの推進に当たっては、デジタル技術等の活用を図るとともに、本県の取組により生み出されたアートが世界へ発信され、アート活動に関する交流が図られるよう努めるものとする。 （県の責務） 第四条 県は、前条の基本理念を踏まえ、アートの振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、この条例の趣旨に沿った取組を行う県民、市町村及び事業者に対して必要な助言及び支援を行うとともに、これらの者と連携を図るよ

改正後	改正前
う努めるものとする。 3 県は、第一項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、個々のアート活動に干渉することのないよう注意を払うものとする。 (県民の役割) 第五条 県民は、アートについての理解と関心を深め、又はアート活動に参画するよう努めるものとする。 (市町村の役割) 第六条 市町村は、この条例の趣旨にのっとり、その地域の特性に応じたアートの振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。 (事業者の役割) 第七条 事業者は、この条例の趣旨にのっとり、アートについての理解と関心を深め、アート活動の実施、参画又は支援を行うよう努めるものとする。 (基本的施策) 第八条 県は、年齢、性別、国籍、障害の有無及び程度等にかかわらず、アート活動を行う人材を育成するため、アート活動に資する環境の整備、アート活動の成果を発表する機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。 2 県は、子どもたちがアート活動に親しみ、又は主体的に関わることができるよう、体験学習及びデジタル技術等を活用した学習の充実、アート活動を行う人材と連携した学びの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。 3 県は、アートが観光の振興をはじめとする地域の発展及び地域間の交流の促進に大きな役割を果たすことに鑑み、アートによる地域づくりに資する施策を講ずるものとする。 4 県は、県民が自然にアートに親しむことができる機会を増やし、活力及び魅力にあふれた公共空間を創出するため、自ら行う建築物等の整備及び利活用に当たっては、その目的に反しない限りにおいて、アートに	う努めるものとする。 3 県は、第一項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、個々のアート活動に干渉することのないよう注意を払うものとする。 (県民の役割) 第五条 県民は、アートについての理解と関心を深め、又はアート活動に参画するよう努めるものとする。 (市町村の役割) 第六条 市町村は、この条例の趣旨にのっとり、その地域の特性に応じたアートの振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。 (事業者の役割) 第七条 事業者は、この条例の趣旨にのっとり、アートについての理解と関心を深め、アート活動の実施、参画又は支援を行うよう努めるものとする。 (基本的施策) 第八条 県は、年齢、性別、国籍、障害の有無及び程度等にかかわらず、アート活動を行う人材を育成するため、アート活動に資する環境の整備、アート活動の成果を発表する機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。 2 県は、子どもたちがアート活動に親しみ、又は主体的に関わることができるよう、体験学習及びデジタル技術等を活用した学習の充実、アート活動を行う人材と連携した学びの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。 3 県は、アートが観光の振興をはじめとする地域の発展及び地域間の交流の促進に大きな役割を果たすことに鑑み、アートによる地域づくりに資する施策を講ずるものとする。 4 県は、県民が自然にアートに親しむことができる機会を増やし、活力及び魅力にあふれた公共空間を創出するため、自ら行う建築物等の整備及び利活用に当たっては、その目的に反しない限りにおいて、アートに

改正後	改正前
関する作品の展示その他のアートの振興に資する施策を講ずるものとする。 5 県は、県民によるアート活動の促進及びアートによる地域の活性化を図るため、本県のアートを振興するための取組及びその魅力が世界に発信されるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。 (財政上の措置等) 第九条 県は、前条の施策に対し、予算の範囲内において、歳出予算の一定割合を措置するものとする。 2 県は、前項に規定する措置に加えて、アートの振興のための寄附<u>(以下単に「寄附」という。)</u>が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。 3 県は、アート活動を促進するため、規制の見直し及び行政手続の簡素化に努めるものとする。 <u>(群馬パーセントフォーアート推進基金)</u> <u>第十条 第八条の施策に資する事業を推進するため、群馬パーセントフォーアート推進基金(以下「基金」という。)を設置する。</u> <u>(積立て)</u> <u>第十一条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。</u> <u>(管理)</u> <u>第十二条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</u> <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</u> <u>(運用益金の処理)</u> <u>第十三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</u> <u>(繰替運用)</u> <u>第十四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方</u>	関する作品の展示その他のアートの振興に資する施策を講ずるものとする。 5 県は、県民によるアート活動の促進及びアートによる地域の活性化を図るため、本県のアートを振興するための取組及びその魅力が世界に発信されるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。 (財政上の措置等) 第九条 県は、前条の施策に対し、予算の範囲内において、歳出予算の一定割合を措置するものとする。 2 県は、前項に規定する措置に加えて、アートの振興のための寄附_____が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。 3 県は、アート活動を促進するため、規制の見直し及び行政手続の簡素化に努めるものとする。 <u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u> <u>(処分)</u> <u>第十五条 基金は、第十条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。</u> <u>(寄附)</u> <u>第十六条 寄附があったときは、その趣旨を踏まえ、これを一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</u> <u>(公表)</u> <u>第十七条 知事は、毎年度、アートの振興に関する施策の実施状況をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u> <u>(委任)</u> <u>第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。</u> 附 則 この条例は、令和五年四月一日から施行する。 <u>附則</u> <u>この条例は、令和八年〇月〇日から施行する。</u>	(公表) <u>第十条</u> 知事は、毎年度、アートの振興に関する施策の実施状況をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (委任) <u>第十一条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。 附 則 この条例は、令和五年四月一日から施行する。 <u>(新規)</u>